

事業承継特別保証等

経営者保証を不要とする以下の信用保証制度(※)を活用し
経営者保証を解除しませんか

※経営者保証を不要とする信用保証制度

- ・ 事業承継特別保証
- ・ 特例経営力向上関連保証
- ・ 経営承継準備関連保証
- ・ 特例地域経済牽引事業関連保証
- ・ 経営承継借換関連保証

経営者保証を不要とする4要件

- ① 資産超過であること
- ② 返済緩和中ではないこと(注1)
- ③ EBITDA有利子負債倍率(有利子負債÷キャッシュフロー)(注2)
が**10倍以内**であること
- ④ 法人と経営者の資産の分離がなされていること

のうち、③の要件を緩和しました

▶ 『EBITDA有利子負債倍率が15倍以内であること』

(注1) 危機関連保証及びセーフティネット保証4号(コロナ)の指定期間中に返済緩和した場合を除く

(注2) $EBITDA有利子負債倍率 = (借入金 + 社債 - 現預金) \div (営業利益 + 減価償却費)$

詳しくは、お取引のある金融機関または
お近くの信用保証協会にお問い合わせください。

お近くの信用保証協会は、右のQRコードからご確認ください。

